

胃がんリスク判定（検査）業務手順書

令和7年4月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は、問診及び20歳到達者にピロリ抗体検査を実施する。

2 実施方法

（1）対象者

検診当日姫路市に住民票を有し、前年度中に20歳に到達した者無料クーポン券を持参した者

（2）姫路市医師会（以下「丙」という）及び丙が行うがん検診業務

- ① 対象者の確認
- ② 姫路市胃がんリスク判定（検査）受診票に基づき問診を行うこと
- ③ 問診並びにピロリ抗体検査の結果から胃がんのリスクを判定し、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に伝えること。要精密検査対象者には、「胃がんリスク判定（検査）精検依頼書兼回答書」を作成し、受診者に持参の上、精密検査を受診するよう説明をすること
- ④ 精密検査対象者が持参した報告書や経過観察中ががんを認めたときは、甲の定める様式に従い、甲に報告すること
- ⑤ その他業務を行うために必要なこと

3 記録の保存

乙及び丙は、検診の記録（氏名、年齢、住所、検診結果の判定等）を少なくとも5年間は保存すること。また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な項目についても記録し保存すること。

4 委託料

次の委託単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受診件数を乗じた額とする。

20歳到達者へのリスク判定 1件につき 7,689円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（無料クーポン券、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）を検体とあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後1カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

胃がん（胃部エックス線検査）個別検診業務実施手順書

令和 7 年 4 月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は「胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）平成 31 年 3 月」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診）」に準じて実施すること。なお乙は、撮影機器の種類を明らかにし、撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める使用基準を満たすものを使用すること。（改正時には改正したものに準じる。）

2 実施方法

（1）対象者

① 検診当日姫路市に住民票を有し、当該年度中に満 40 歳以上となる者でかつ当該年度内に初めて受診する者

② 甲が必要と認めた者

（2）姫路市医師会（以下「丙」という）及び乙が行うがん検診業務

① 対象者の確認

② 問診

現在の症状、既往歴過去の検診状況などを聴取する。

③ 胃部エックス線撮影

ア 胃部 X 線直接撮影検査もしくは胃部 X 線デジタル撮影検査を行うこと。

イ 胃部エックス線撮影にかかる項目の胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得している技師による撮影を行うことが望ましい。（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。

ウ 撮影枚数は最低 8 枚とする。

エ 造影剤の使用にあたっては濃度を適切に保つとともに、副作用などの事故に注意する。また、誤嚥時は、丙の作成したバリウム誤えん対応マニュアルにそって必要な処置をとり、速やかに対処すること。

④ 胃部エックス線読影

ア 原則として読影を 2 名以上の医師によって行うこと。判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医、もしくは総合認定医とすること。

イ 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

ウ 撮影後、撮影データと併せ一次読影した結果を受診票に記載し速やかに丙へ提出すること

エ 結果およびデータ作成ができない場合は丙の支援を受けること。

⑤ 受診者への説明

甲が作成する資料に基づき、次に示す内容について資料を手渡して、受診時に説明を実施すること。

ア 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること。

イ 精密検査の方法（胃内視鏡検査や生検等により行うこと及びこれらの検査の概要など）。

ウ 精密検査結果は甲へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有すること。

エ 検診の有効性（胃部エックス線検査には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診には欠点もあること。

オ 検診受診の継続（隔年受診）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること。

カ 胃がんが、わが国のがん死亡の上位に位置すること。

⑥ 自己負担額がある場合の費用徴収

乙は、無料クーポン券を持参した者及び市民税にかかる証明書又は被保護証明書を持参した者を除き、個別検診を受けた者からその費用の一部として、1件につき3,600円の支払いを受けること。

⑦ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

(1) 胃部エックス線画像を少なくとも5年間は保存すること。

(2) 問診記録・検診結果を少なくとも5年間は保存すること。

4 委託料

次の委託単価（消費税及び地方消費税額を含む。）に受診件数を乗じた額とする。

40歳以上	自己負担あり	6,146円
	無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書を持参したものの者	9,746円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（無料クーポン券、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）をあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後1カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診業務手順書

令和 7 年 4 月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は、胃内視鏡検査について、別紙 1「胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）平成 31 年 3 月」、別紙 2「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診）」及び「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」及び「姫路市胃がん検診（内視鏡・尿素呼気検査）実施手順」に基づき実施すること。（改正時には改正したものに準じる。）

2 実施方法

（1）対象者

- ① 検診当日姫路市に住民票を有し、当該年度（4 月 1 日時点）40・50・60 歳クーポン券対象者でかつ胃がん（胃部エックス線検査）検診未受診者
- ② 当該年度内に胃がん（胃部エックス線検査）検診、胃がん（胃内視鏡・尿素呼気セット検査）検診もしくは胃がん（胃内視鏡検査）検診のいずれか 1 回のみとする。
- ③ 甲が必要と認めた者

（2）姫路市医師会（以下「丙」という）及び乙が行うがん検診業務

- ① 対象者の確認
- ② 問診

検診問診票兼結果票に基づき、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診受診状況を聴取すること。

③ 検査項目

胃内視鏡検査のみ、又は胃内視鏡検査及び尿素呼気検査のセットとする。

④ 胃内視鏡検査読影

ア 原則として読影を 2 名以上の医師によって行うこと。自院で 2 名以上の確保が困難な場合は、丙の支援を受けること。二次読影を実施する医師は日本消化器内視鏡学会専門医の資格を有するものとする。

イ 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した画像と比較読影すること。

ウ 撮影後、撮影データと併せ一次読影した結果を受診票に記載し速やかに丙へ提出すること。

エ 甲が示す様式で結果およびデータ作成ができない場合は丙の支援を受けること。

オ 問診及び胃部内視鏡画像の読影の結果を総合的に判断した結果、尿素呼気検査の結果を甲に通知すること。

⑤ 受診者への説明

甲が作成する資料に基づき、次に示す内容について資料を手渡して、受診時に説明を実施すること。

ア 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること。

イ 精密検査の方法（生検等や胃内視鏡検査の再検査また、検査の概要など）

ウ 精密検査結果は甲へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、その結果を共有すること。

エ 検診の有効性（胃内視鏡検査には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診には欠点もあること。

オ 検診受診の継続（隔年受診）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要である

こと。

カ 胃がんが、わが国のがん死亡の上位に位置すること。

⑥ 自己負担額がある場合の費用徴収

乙は、市民税にかかる証明書又は被保護証明書を持参した者を除き、個別検診を受けた者からその費用の一部として、以下の通り支払いを受けること。

胃内視鏡・尿素呼気 セット検査	自己負担あり	6, 6 0 0 円
	市民税かかる証明書、被保護証明書を持参したもの	無料
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	5, 0 0 0 円
	市民税かかる証明書、被保護証明書を持参したもの	無料

⑦ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

- (1) 胃内視鏡画像を少なくとも5年間は保存すること。
- (2) 問診記録・検診結果・同意書等を少なくとも5年間は保存すること。

4 委託料

次の委託単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受診件数を乗じた額とする。

(1) 丙で二次読影を行う場合

胃内視鏡・尿素呼気 セット検査	自己負担あり	1 2, 2 1 8 円
	市民税かかる証明書、被保護証明書を持参したもの	1 8, 8 1 8 円
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	8, 8 2 6 円
	市民税かかる証明書、被保護証明書を持参したもの	1 3, 8 2 6 円

(2) 自院で読影する場合

胃内視鏡・尿素呼気 セット検査	自己負担あり	1 3, 6 1 8 円
	市民税かかる証明書、被保護証明書を持参したもの	2 0, 2 1 8 円
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	1 0, 2 2 6 円
	市民税かかる証明書、被保護証明書を持参したもの	1 5, 2 2 6 円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（無料クーポン券、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）をあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後1カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

子宮頸がん（細胞診）検診業務実施手順

令和7年4月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は「子宮頸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）令和6年3月」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（子宮頸がん検診）」に準じて実施すること。

2 実施方法

（1）対象者

- ① 検診当日姫路市に住民票を有する満20歳以上の女性であり、当該年度4月1日現在偶数歳の者
- ② 甲が必要と認めた者

（2）姫路市医師会（以下「丙」という）及び丙が行うがん検診業務

- ① 対象者の確認
- ② 問診

ア 妊娠および分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無等を聴取すること。
イ 問診の上、症状（体がんの症状含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行うこと。

③ 細胞診検体採取及び提出

ア 視診として膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況等を観察すること。
イ 細胞診の方法（液状検体法、採取器具）を明らかにすること。
ウ 細胞診は、直視下で必要に応じて双合診を併用して、子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取すること。採取においては、一般社団法人 日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引きを参考とし、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。または、直ちにスライドグラスに塗抹して、速やかに固定すること。その後、速やかに乙に受診票とともに提出すること。
エ 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行うこと。また、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じること。

④ 子宮頸部細胞診判定

ア 丙は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けている検査所、もしくは公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う検査所に細胞診検体を提出し判定を受けること。
イ 丙は、細胞診結果の報告には、ベセスダシステム分類を用いること。また、全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記すること。

⑤ 受診者への説明

甲が作成する資料に基づき、次に示す内容について資料を手渡して、受診時に説明を実施すること。
ア 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること。
イ 精密検査の方法（コルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査等を検診結果に基づき組み合わせたものを行うこと及びこれらの検査の概要等）。
ウ 精密検査結果は甲へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、その結果を共有すること。
エ 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結

果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診には欠点もあること。

オ 検診受診の継続（隔年受診）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること。

カ 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、近年増加傾向にあること。

⑥ 自己負担額がある場合の費用徴収

次に示すとおり検診を受けた者からその費用の一部の支払いを受けること。

頸部検診 (検体採取等)	無料クーポンを持参した者 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者	無料
	自己負担あり（上記以外の者）	2, 2 0 0 円

⑦ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

問診記録・検診結果を少なくとも5年間は保存すること。

4 委託料

次の委託単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

頸部検診 (検体採取等)	無料クーポン券、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	6, 0 5 0 円
	自己負担あり（上記以外の者）	3, 8 5 0 円

5 姫路市医師会（丙）への報告

丙は、受診票（無料クーポン券、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）をあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後1カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

子宮頸がん（HPV 検査単独法）検診業務実施手順

令和 7 年 4 月制定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は「子宮頸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）令和 6 年 3 月」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（子宮頸がん検診）」に準じて実施すること。

2 実施方法

（1）対象者

① 検診当日姫路市に住民票を有する女性であり、当該年度 4 月 1 日現在、以下に該当する者

ア 30 歳～60 歳の 5 歳きざみの節目年齢の者

イ 31 歳～59 歳の 5 歳きざみの節目年齢以外で、子宮頸がん(HPV 検査単独法)検診を希望する者で、前年度までの 4 か年度内 HPV 単独法による子宮頸がん検診を受診しておらず、かつ前年度に市の実施する子宮頸がん検診を受診していない者

ウ 61 歳以上で、子宮頸がん(HPV 検査単独法)検診を希望する者で、前年度までの 4 か年度内 HPV 単独法による子宮頸がん検診を受診しておらず、かつ前年度に市の実施する子宮頸がん検診を受診していない者

エ 甲が特に必要と認めた者

上記のうち、イ、ウについては、令和 7 年度、8 年度のみ経過措置として実施する。

② 上記の対象であっても、次項に該当する者は対象外とする

ア 子宮頸部を有さない者

（子宮の手術歴があっても子宮頸部を有する場合は対象とする）

イ 子宮頸部浸潤がんの治療中または既往のある者

ウ 子宮頸部の疾患*もしくはその疑いで、医療機関で治療中または経過観察中（医師に検査のために受診することを指示されている）の者

*子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）子宮頸部上皮内腺がん（AIS）などの前がん病変を指す

オ 性交経験が一度もない者（ただし、HPV 感染のリスクも子宮頸がん罹患のリスクも極めて低いことの説明を十分にした上で受診を希望する場合は対象とする）

（2）姫路市医師会（以下「丙」という）及び乙が行うがん検診業務

① 対象者の確認

② 問診

ア 妊娠および分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無等を聴取すること。

イ HPV検査（検診／追跡検査）陰性と判定された場合でも、問診の上、症状（体がんの症状含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行うこと。

③ 検体採取及び提出

ア 視診として膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況等を観察すること。

イ 検体の採取方法（液状検体法、採取器具）を明らかにすること。

ウ 検体採取は、直視下で必要に応じて双合診を併用して、子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取すること。採取においては、一般社団法人 日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引きを参考とし、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。検体の保存、移送については、HPV 検査試薬や検体採取用バイアルの仕様に基づき実施すること。その後、速やかに

丙に受診票とともに提出すること。

エ 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行うこと。また、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じること。

④ HPV 検査判定

HPV 検査は、コバス HPV（HPV－DNA 検査）によるものとする。

⑤ 子宮頸部細胞診判定

ア 丙は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けている検査所、もしくは公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う検査所に細胞診検体を提出し判定を受けること。

イ 丙は、細胞診結果の報告には、ベセスダシステム分類を用いること。また、全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記すること。

⑥ 受診者への説明

乙は、甲が作成する資料に基づき、ア～オにあげる内容について資料を作成し、受診時に説明するとともに力について実施すること。

ア 子宮頸がん検診は一度受診して終了ではなく H P V 検査単独法による場合は、5 年に 1 回の受診の継続が必要であること。

イ H P V 検査陽性となった場合は、必ずすぐに残余検体でトリアージ精検（細胞診）が実施されること。

ウ H P V 検査陽性で、トリアージ精検（細胞診）が N I L M の場合は、必ず次年度に追跡精検（H P V 検査）を受診すること。

エ 検診の有効性（子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点もあること。

オ 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く近年増加傾向にあること。

カ 検診結果（H P V 検査）、トリアージ精検（細胞診）結果および確定精検（コルポスコピー・組織診）結果は、甲へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有すること。

⑦ 自己負担額がある場合の費用徴収

次に示すとおり検診を受けた者からその費用の一部の支払いを受けること。

HPV 単独法 (検体採取等)	無料クーポンを持参した者 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者	無料
	自己負担あり（上記証明書持参しなかった者）	2, 7 0 0 円

⑧ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

問診記録・検診結果を少なくとも 5 年間は保存すること。

4 委託料

次の委託単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

HPV 単独法	無料クーポンを持参した者	6, 0 5 0 円
---------	--------------	------------

(検体採取等)	市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者	
	自己負担あり（上記証明書持参しなかった者）	3, 3 5 0 円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（無料クーポン券、HPV 単独法確認書、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）をあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後 1 カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

乳がん個別検診業務実施手順

令和7年4月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は「乳がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）令和4年3月」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（乳がん検診）」（改正時には、改正したものに準じる。）に準じるとともに、次に定める項目を遵守して実施すること。なお、実施にあたり、乙は、乳房エックス線装置の種類を明らかにするとともに、マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第8版増補または、マンモグラフィガイドライン第4版にあげる日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしている装置を使用すること。

2 実施方法

（1）対象者

- ① 検診当日姫路市に住民票を有する満40歳以上の女性であり、当該年度4月1日現在偶数歳の者。
- ② 甲が必要と認めた者。

（2）姫路市医師会（以下「丙」という）及び乙が行うがん検診業務

- ① 対象者の確認
- ② 問診

現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取すること。

③ 乳房エックス線撮影（マンモグラフィ）

両側乳房について内外斜位方向撮影を行うこと。また、40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影すること。また、乳房エックス線撮影における線量および写真の画質は、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、その評価がAまたはBであること。

※評価CまたはD評価、施設画像評価を受けていない場合は、至急改善すること。

撮影を担当する職員は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本研修プログラムに準じた講習会を修了し、その評価試験の結果がAまたはBの評価であること。

※上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は、至急改善すること。

④ 乳房エックス線読影

ア 原則として読影を2名以上の医師によって行うこと。読影に従事する医師のうち少なくとも一人は、日本乳がん検診精度管理中央機構の教育・研修委員会の行う講習会等の乳房エックス線写真読影に関する講習会を修了し、その評価試験の結果がAまたはBであること。

※上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は、至急改善すること。

イ 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影すること。

ウ 撮影後、撮影データと併せ一次読影した結果を受診票に記載し速やかに丙へ提出すること。

⑤ 受診者への説明

甲が作成する資料に基づき、次に示す内容について資料を手渡して、受診時に説明を実施すること。

ア 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること。

イ 精密検査の方法（マンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと及びこれらの検査の概要）。

ウ 精密検査結果は甲へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、その結果を共有

すること。

エ 検診の有効性（マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診には欠点もあること。

オ 検診受診の継続（隔年受診）、ブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）、症状がある場合の医療機関受診が重要であること。

カ 乳がんが、わが国の女性におけるがん死亡の上位に位置すること。

⑥ 自己負担額がある場合の費用徴収

無料クーポン券を持参した者及び市民税にかかる証明書又は被保護証明書を持参した者を除き、個別検診を受けた者からその費用の一部として、1件につき3,300円の支払いを受けること。

⑦ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

（1）乳房エックス線写真を少なくとも5年間は保存すること。

（2）問診記録・検診結果を少なくとも5年間は保存すること。

4 委託料

次の委託単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

40～49歳	自己負担あり	5,467円
	無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書を持参したものの者	8,767円
50歳以上	自己負担あり	5,203円
	無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書を持参したものの者	8,503円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（無料クーポン券、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）をあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後1カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

肝炎ウイルス個別検診業務実施手順書

令和 7 年 4 月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は、「肝炎ウイルス検診実施要領」に準じて業務を実施すること。

2 実施方法

（1）対象者

① 姫路市内に住所を有する当該年度内に満 40 歳以上の者で、過去に姫路市肝がん検診等の肝炎ウイルス検診を受診したことの無い者

② 甲が必要と認めた者

（2）姫路市医師会（以下「丙」という。）及び乙が行う業務

① 対象者の確認

② 問診

過去に肝臓機能異常を指摘された事があるか否か、現在 B 型及び C 型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、受診者本人の同意を必ず得ること。

③ 検査の実施

検診の対象者に対し、甲の定める検査項目に基づき肝炎ウイルス検査を実施すること。

ア B 型肝炎ウイルス検査

・ HBs 抗原検査

イ C 型肝炎ウイルス検査

・ HCV 抗体検査

・ HCV-RNA 検査

HCV 抗体検査により中力価及び低力価と分類された検体に対して HCV 核酸増幅検査を行う。

④ 受診者への結果の説明

ア 検査の結果を記録票に記入し、対象者へ交付すること。

イ 要精密検査者に、必ず精密検査を受ける必要があること。また、「精密検査依頼書兼報告書」を作成し、精密検査受診時に受診医療機関に提出するよう説明をすること。

ウ 要医療者には、受療が必要なこと。

⑤ 乙は、自院で精密検査を実施した場合は医療保険で対応し、精密検査報告書兼回答書で甲に報告すること。

⑥ その他業務を行うために必要なこと

⑦ 自己負担額がある場合の徴収費用

乙は、無料クーポン券を持参した者及び市民税にかかる証明書又は被保護証明書を持参した者を除き、個別検診を受けた者からその費用の一部として、次の額の支払いを受けるものとする。

特定健診同時受診	1 件につき	1, 0 0 0 円
単独受診	1 件につき	2, 1 0 0 円

3 記録の保存

問診記録・検診結果を少なくとも 5 年間は保存すること。また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な項

目についても記録し保存すること。

4 委託料

次の委託単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

特定検診 同時受診	自己負担あり	2, 4 7 6 円
	無料クーポン券を持参した者及び市民税にかかる 証明書又は被保護証明書を持参した者	3, 4 7 6 円
単独受診	自己負担あり	5, 0 1 7 円
	無料クーポン券を持参した者及び市民税にかかる 証明書又は被保護証明書を持参した者	7, 1 1 7 円

・ HCV-RNA 検査 1 件につき 6, 4 5 7 円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（無料クーポン券、市民税にかかる証明書、被保護証明書等必要書類を添付）と検体をあわせて検査実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後 1 カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

健康診査業務実施手順書

令和 7 年 4 月改定

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は、姫路市健康診査・がん検診業務実施要領に基づいて、健康診査業務を実施すること。

2 実施方法

（1）対象者

- ① 姫路市に住民票を有する当該年度に 40 歳以上の生活保護受給者等
- ② 甲が必要と認めた者

（2）乙が行う検診業務

- ① 対象者の確認
 - 1 年度内に 1 人につき 1 回とする。
- ② 特定健診の項目のうち、「健診対象者の全員が受ける基本的な健診」における検査及び診察を行うこと。
- ③ 受診者への結果の説明
 - ア 要精密検査者には、必ず精密検査を受ける必要があること。
 - イ 要医療者には、受療が必要なこと。
 - ウ 必要な者に対し健診の結果に基づき必要な栄養及び運動等に関する保健指導や、健康に関する正しい知識の普及を行うこと。また、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るよう努めること。
- ④ 乙の従事者は常に知識や技術の向上に努めること。
- ⑤ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

問診記録・検診結果を少なくとも 5 年間は保存すること。また、必要に応じ、事後の指導の他の必要な項目についても記録し保存すること。

4 委託料

次の単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

・特定健診（HbA1c、血清尿酸、血清クレアチン含む） 1 名につき 7,964 円

5 姫路市医師会（丙）への報告

乙は、受診票（被保護証明書等必要書類を添付）をあわせて健診実施毎に丙へ提出すること。また、検査実施後 1 カ月分をまとめ、実施報告書兼請求書及びその他必要書類を合わせて丙へ提出すること。

6 委託料の請求と支払い

丙より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

大腸がん検診業務実施手順書

令和 7 年 4 月作成

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は「大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）令和 5 年 3 月」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（大腸がん検診）」（改正時には、改正したものに準じる。）に準じるとともに、次に定める項目を遵守して実施すること。

2 実施方法

（1）対象者

- ① 姫路市に住所を有し、当該年度中に満 40 歳以上となる者
- ② 甲が必要と認めた者

（2）乙が行う検診業務

① 対象者の確認

1 年度内に 1 人につき 1 回とする

② 問診

現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取すること。

③ 受診者への結果の説明

ア 要精密検査者には、必ず精密検査を受ける必要があること。

イ 要医療者には、受療が必要なこと。

ウ 必要な者に対し健診の結果に基づき必要な栄養及び運動等に関する保健指導や、健康に関する正しい知識の普及を行うこと。また、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るよう努めること。

④ その他業務を行うために必要なこと。

3 記録の保存

問診記録・検診結果を少なくとも 5 年間は保存すること。また、必要に応じ、事後の指導の他の必要な項目についても記録し保存すること。

4 委託料

次の単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

・一件につき 2, 4 7 5 円

5 委託料の請求と支払い

姫路市医師会（以下「丙」という。）より実施報告書兼請求書及び受診票が甲に提出された後、甲が内容を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。

骨粗しょう症検診業務実施手順書

令和7年4月作成

1 実施内容

実施医療機関（以下「乙」という。）は、姫路市健康診査・がん検診業務実施要領に基づいて、骨粗しょう症検診業務を実施すること。

2 実施方法

（1）対象者

- ① 姫路市に住民票を有する当該年度に40歳以上の女性
- ② 甲が必要と認めた者

（2）乙が行う検診業務

- ① 対象者の確認
1年度内に1人につき1回とする
- ② 問診
体格、現在の症状、現病歴、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取すること。
- ③ 踵骨超音波法（QUS法）による骨検査の実施
- ④ 受診者への結果の説明
 - ア 要精密検査者には、必ず精密検査を受ける必要があること。
 - イ 要医療者には、受療が必要なこと。
 - ウ 必要な者に対し健診の結果に基づき必要な栄養及び運動等に関する保健指導や、健康に関する正しい知識の普及を行うこと。また、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るよう努めること。
- ⑤ 乙の従事者は常に知識や技術の向上に努めること。
- ⑥ その他業務を行うために必要なこと。
- ⑦ 自己負担額がある場合の費用徴収
市民税にかかる証明書又は被保護証明書を持参した者を除き、検診を受けた者からその費用の一部として、1件につき500円の支払いを受けること。

3 記録の保存

問診記録・検診結果を少なくとも5年間は保存すること。また、必要に応じ、事後の指導の他の必要な項目についても記録し保存すること。

4 委託料

次の単価（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受検者数を乗じた額とする。

40歳以上	自己負担あり	1,205円
	無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書を持参したものの者	1,705円

5 委託料の請求と支払い

姫路市医師会（以下「丙」という。）より実施報告書兼請求書及び結果通知書が甲に提出された後、甲が内容

を確認し直接乙指定の口座へ委託料を振込む。